

独立行政法人評価委員会労働部会（第 87～91 回） 議事について

<労働部会 4 法人>

議題：平成 25 年度業務実績評価（個別評価・総合評価） 【通則法第 32 条】

- 独立行政法人は、独立行政法人通則法第 32 条第 1 項の規定により、各事業年度における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされている。厚生労働省独立行政法人評価委員会においては、この評価を、評価項目毎に 5 段階（S～D）の評定をつける「個別評価」と、業務実績全体の状況について、記述による評価を行う「総合評価」に分けて実施。

※評価等の流れ及び評価の基準は別添 2～4 を参照。

※評価書（案）は、各法人を担当する起草担当委員（別添 5）に作成いただく。

議題：平成 25 年度財務諸表の承認 【通則法第 38 条】

- 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に主務大臣に提出するとともに、その承認を受けなければならない。主務大臣がこの承認をしようとするときは、独立行政法人通則法第 38 条第 3 項の規定により、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされている。

※財務諸表の承認については、専門的な見地から審議を行うため、財務担当委員（別添 5）による個別のヒアリングを別途実施。

<労働者健康福祉機構>

議題：中期目標期間の業務実績評価（最終評価） 【通則法第 34 条】

- 独立行政法人は、独立行政法人通則法第 34 条第 1 項の規定により、中期目標期間における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされている。厚生労働省独立行政法人評価委員会においては、中期目標期間終了後に、中期目標期間の初年度から最終年度までの期間について、当該期間の各事業年度の評価結果を踏まえ、記述等による評価（最終評価）を実施。

※平成 25 年度が中期目標期間の最終年度となる法人が対象。

※評価書（案）は、各法人を担当する起草担当委員（別添 5）に作成いただく。

<高齢・障害・求職者雇用支援機構>

議題：不要財産の国庫納付 【通則法第 8 条、第 46 条の 2、第 46 条の 3】

- 独立行政法人は、独立行政法人通則法第 8 条第 3 項の規定により、将来にわた

り業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる不要な財産については処分しなければならないとされている。この不要財産のうち、政府からの出資又は支出に係るものについては、通則法第46条の2第1項又は第2項の規定により、主務大臣の認可を受けて、現物又は譲渡代金を国庫に納付することとされており、主務大臣が当該認可をしようとするときは、同条第5項の規定により、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされている。

また、政府以外の者からの出資に係るものについて、当該出資者へ持分の全部又は一部の払戻しの請求ができる旨催告する場合も同様。

<労働者健康福祉機構・高齢・障害・求職者雇用支援機構>

議題：役員の退職金に係る業績勘案率

- 独立行政法人の役員の退職金については、別添7「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）により、在職期間に応じ算出した額に、独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じ決定する「業績勘案率」を乗じた金額とされているところ。本年3月31日付で退職した労働者健康福祉機構及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員に係る業績勘案率について、法人から本委員会委員長あてに算定の依頼がなされたため、別添8「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、業績勘案率を決定するもの。

※本議題の配付資料は、別添9（厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程）に基づき、非公開。

<別添資料>

- 別添 1** 厚生労働省独立行政法人評価委員会開催日程
- 別添 2** 厚生労働省独立行政法人評価委員会（部会）の評価等の流れ
- 別添 3** 厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間
- 別添 4** 厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準
（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）
- 別添 5** 起草担当委員・財務担当委員一覧
- 別添 6** 参照条文
- 別添 7** 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について
（平成15年12月19日閣議決定）
- 別添 8** 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について
（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）
- 別添 9** 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程
（平成21年12月16日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）

以上

厚生労働省独立行政法人評価委員会開催日程(平成26年7・8月)

総会・部会	開催回数	開催日	開催時間	開催場所	審議内容
労働部会	第87回	7月16日(水)	14:00 ~ 17:00	中央労働委員会 講堂(7F)	【高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ・平成25年度業務実績評価(個別評価) ・不要財産の国庫納付等
労働部会	第88回	7月28日(月)	10:00 ~ 12:00	厚生労働省 専用第12会議室 (12F)	【労働政策研究・研修機構】 ・平成25年度業務実績評価(個別評価)
労働部会	第89回	7月30日(水)	13:30 ~ 15:30	厚生労働省 専用第12会議室 (12F)	【勤労者退職金共済機構】 ・平成25年度業務実績評価(個別評価) ・長期借入金及び債券発行実績報告
労働部会	第90回	8月6日(水)	10:00 ~ 12:00	厚生労働省 専用第22会議室 (18F)	【労働者健康福祉機構】 ・平成25年度業務実績評価(個別評価) ・長期借入金実績報告
労働部会	第91回	8月19日(火)	13:30 ~ 16:30	厚生労働省 専用第12会議室 (12F)	【労働政策研究・研修機構】 ・平成25年度財務諸表の承認 ・平成25年度業務実績評価(総合評価) 【高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ・平成25年度財務諸表の承認 ・平成25年度業務実績評価(総合評価) ・役員の退職金に係る業績勘案率の決定 【勤労者退職金共済機構】 ・平成25年度財務諸表の承認 ・平成25年度業務実績評価(総合評価) 【労働者健康福祉機構】 ・平成25年度財務諸表の承認 ・平成25年度業務実績評価(総合評価) ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価) ・不要財産の国庫納付 ・役員の退職金に係る業績勘案率の決定
総会	第36回	8月26日(火)	14:00 ~ 18:00	未定	【年金積立金管理運用独立行政法人】 ・中期目標期間の業務実績評価(暫定評価) ・組織・業務全般の見直し当初案 【医薬基盤研究所/国立健康・栄養研究所】 ・中期目標期間の業務実績評価(暫定評価) ・組織・業務全般の見直し当初案 【国立高度専門医療研究センター6法人】 ・中期目標期間の業務実績評価(暫定評価) ・組織・業務全般の見直し当初案 【国立病院機構】 ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価) 【医薬品医療機器総合機構】 ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価) 【労働者健康福祉機構】 ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価) 【年金・健康保険福祉施設整理機構】 ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価)

(注1)開催日程は予定であり、変更する場合があります。

(注2)総会は正委員のみ御出席いただくこととなります。

厚生労働省独立行政法人評価委員会(部会)の評価等の流れ

別添2



※1 確定した評価結果(25年度評価、暫定評価、最終評価)については、法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知し、公表する。
 ※2 国立健康・栄養研究所は、平成27年4月1日より医薬基盤研究所との統合が予定されているため、平成27年3月31日に中期目標期間が終了することとなる。
 ※3 地域医療機能推進機構は年金・健康保険福祉施設整理機構を改組し平成26年4月に設立。改組前の年金・健康保険福祉施設整理機構に係る平成25年度までの評価等は年金部会において実施。
 ※4 上記の他、「役員の退職金に係る業績勘案率の算定」、「不要財産の処分等の認可」、「業務方法書の変更」等について審議を予定。

厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間

別添3

所管法人数: 19法人(共管2法人を含む)

	H13.4.1	H15.10.1	H16.4.1	H17.4.1	H17.10.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.3.31	
国立健康・栄養研究所	平成13年4月1日～平成18年3月31日					平成18年4月1日～平成23年3月31日					平成23年4月1日～平成28年3月31日(注2)									
労働安全衛生総合研究所(注3)	平成13年4月1日～平成18年3月31日(注4)					平成18年4月1日～平成23年3月31日					平成23年4月1日～平成28年3月31日									
医薬基盤研究所				平成17年4月1日～平成22年3月31日					平成22年4月1日～平成27年3月31日											
国立がん研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立循環器病研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立精神・神経医療研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立国際医療研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立成育医療研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立長寿医療研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立病院機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日					平成21年4月1日～平成26年3月31日					平成26年4月1日～平成31年3月31日							
医薬品医療機器総合機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日					平成21年4月1日～平成26年3月31日					平成26年4月1日～平成31年3月31日							
福祉医療機構	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
労働者健康福祉機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日					平成21年4月1日～平成26年3月31日					平成26年4月1日～平成31年3月31日							
勤労者退職金共済機構	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
高齢・障害・求職者雇用支援機構(注5)	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
労働政策研究・研修機構	平成15年10月1日～平成19年3月31日					平成19年4月1日～平成24年3月31日					平成24年4月1日～平成29年3月31日									
水資源機構(注6)	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
農業者年金基金(注6)	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
年金積立金管理運用独立行政法人				平成18年4月1日～平成22年3月31日					平成22年4月1日～平成27年3月31日											
地域医療機能推進機構(注7)				平成17年10月1日～平成26年3月31日(注8)										平成26年4月1日～平成31年3月31日						

注1) 網掛け部分は既に終了した中期目標期間である。

注2) 国立健康・栄養研究所は、平成27年4月1日より医薬基盤研究所との統合が予定されているため、平成27年3月31日に中期目標期間が終了する予定。

注3) 労働安全衛生総合研究所は、産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月1日に設立。

注4) 産業安全研究所と産業医学総合研究所の中期目標期間である。

注5) 平成23年10月1日に廃止された雇用・能力開発機構から職業能力開発等の業務の移管に伴い、平成23年10月1日より高齢・障害者雇用支援機構から高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称を変更。

注6) 水資源機構は国土交通省、農林水産省、経済産業省との共管法人、農業者年金基金は農林水産省との共管法人。

注7) 地域医療機能推進機構は、年金・健康保険福祉施設整理機構を改組し、平成26年4月1日に設立。

注8) 年金・健康保険福祉施設整理機構の中期目標期間である。

厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準

平成13年6月決定
平成16年3月30日改定
厚生労働省独立行政法人評価委員会

厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厚生労働省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

なお、評価委員会に設置される各部会は、本基準に基づき、評価の基準についての細則を定めることができる。

1. 評価の概要

評価委員会においては、次の2つの評価を行う。

(1) 事業年度に係る業務の実績に関する評価

各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。

2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価

業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行うものとする。

(1) 総合的な評価

総合的な評価は、(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。

- ① それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。

- ② 法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。

(2) 個別的な評価

個別的な評価は、中期計画の個別項目ごとの進捗状況について測定するものとする。

個別的な評価に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。

評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

判定基準

「S」：中期計画を大幅に上回っている。

「A」：中期計画を上回っている。

「B」：中期計画に概ね合致している。

「C」：中期計画をやや下回っている。

「D」：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。

(3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法

- ① 各法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績に関する報告を提出する。
- ② 評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき評価を行う。
- ③ 各部会において評価を決定した後、評価結果の各法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。

3. 中期目標に係る業務の実績に関する評価

業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期目標に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行うものとする。

(1) 総合的な評価

総合的な評価は、(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。

- ① それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。

- ② 法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。

(2) 個別的な評価

個別的な評価は、中期目標に対する業務の個別項目ごとの達成状況について測定するものとする。

個別的な評価に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。

評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

判定基準

「S」：中期目標を大幅に上回っている。

「A」：中期目標を上回っている。

「B」：中期目標を概ね達成している。

「C」：中期目標をやや下回っている。

「D」：中期目標を下回っており、大幅な改善が必要。

(3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法

- ① 評価結果を次期中期目標策定等へ反映させる観点から、次の手順により中期目標期間最終年度において暫定評価を行うこととする。

○ 各法人は、中期目標最終年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に関する暫定報告を提出する。

○ 暫定評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき中期目標期間に係る一次評価を行った上で、総会において暫定評価を決定する。

- ② 中期目標期間終了後、①の暫定評価結果を踏まえつつ、次の手順により最終評価を行うこととする。

○ 各法人は、中期目標期間終了後、翌年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に関する最終報告を提出する。

○ 最終評価に当たっては、必要に応じ各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき中期目標期間に係る一次評価を行った上で、総会において最終評価を決定する。

- ③ 評価の結果については、各法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。

起草担当委員・財務担当委員一覧

部会	法人名	起草担当委員			財務諸表等会計に関する 意見担当委員
調査研究部会	国立健康・栄養研究所	丸山 千寿子 委員	定本 朋子 委員	—	清水 至 委員
	労働安全衛生総合研究所	酒井 一博 委員	田宮 菜奈子 委員	中村 英夫 委員	
	医薬基盤研究所	金倉 譲 委員	馬場 明道 委員	—	
高度専門医療 研究部会	国立がん研究センター	福井 次矢 委員	—	—	藤川 裕紀子 委員
	国立循環器病研究センター	永井 良三 委員	—	—	
	国立精神・神経医療研究センター	祖父江 元 委員	—	—	
	国立国際医療研究センター	永井 良三 委員	—	—	
	国立成育医療研究センター	内山 聖 委員	—	—	
	国立長寿医療研究センター	祖父江 元 委員	—	—	
国立病院部会	国立病院機構	田極 春美 委員	—	—	亀岡 保夫 委員
医療・福祉部会	医薬品医療機器総合機構	平井 みどり 委員	橋田 充 委員	—	五十嵐 邦彦 委員
	福祉医療機構	真野 俊樹 委員	石渡 和実 委員	松原 由美 委員	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	三田 優子 委員	名里 晴美 委員	—	
労働部会	労働者健康福祉機構	松尾 清一 委員	小西 康之 委員	—	宮崎 哲 委員
	勤労者退職金共済機構	今村 肇 委員	松浦 民恵 委員	—	
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	柴田 裕子 委員	志藤 洋子 委員	—	
	労働政策研究・研修機構	高田 一夫 委員	関口 和代 委員	—	
年金部会	農業者年金基金	山口 修 委員	—	—	—
	年金積立金管理運用独立行政法人	大野 早苗 委員	引間 雅史 委員	—	安浪 重樹 委員
	年金・健康保険福祉施設整理機構	川北 英隆 委員	光多 長温 委員	—	

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(財務諸表等)

- 第38条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(財産的基礎等)

第8条 略

2 略

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第46条の2又は第46条の3の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第46条の2 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第30条第2項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2～4 略

5 主務大臣は、第1項、第2項又は第3項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 略

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第46条の3 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第30条第2項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2～5 略

6 主務大臣は、第1項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

平成15年12月19日
閣議決定

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定
平成16年12月1日改定
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

- イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの 業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- ロ 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の 平均値	各平均値の 分類	各分類に対応 する率
1.50～2.00	X	1.5
0.51～1.49	Y	1.0
0.00～0.50	Z	0.5

- ② 下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行

われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。（法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。）

- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項（以下「職責事項」という。）については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。
- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記1の

①の表2のX～Zの分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又はZに該当せず、かつ、1の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。

なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。

④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。

⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程

(平成21年12月16日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程(以下「運営規程」という。)第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程を次のように定める。

(会議の傍聴)

- 第1条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省政策統括官付政策評価官室の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者(次項において「登録傍聴人」という。)は、委員長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公開)

- 第2条 委員会の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。
- 一 独立行政法人の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報
 - 二 独立行政法人が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産
 - 三 公開することにより、当該情報に係る個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - 四 運営規程第4条第1項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め、委員会に諮って了承を得たもの

(準用規定)

- 第3条 第1条及び第2条の規定は、部会に準用する。この場合において、第1条及び第2条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第4条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。